（政務活動費用）　　（様式１）

出　張　報　告　書

令和７年９月１日

釧路市議会議長　畑中　優周　様

会 派 名
代表者名　木村　隼人　　印

次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受　命　者	木村　隼人
出　張　先	東京都
期　　間	令和７年８月３日～令和７年８月５日（３日間）
用　　務	太陽光発電施設の廃棄等費用の確保に関する制度整備について
調査（研修）結果等の概要	別紙参照
備　　考	

注）１　資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書（原本）とともに会派で保管すること。

２　調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

出　張　報　告　書

打ち合わせ日	令和７年（2025 年）８月５日
訪問先	資源エネルギー庁
案件名	太陽光発電施設の廃棄等費用の確保に関する制度整備について
報告書作成日	令和７年９月

１．出張の目的

太陽光発電施設の廃棄等費用に関する国の制度整備の現状と課題を把握するとともに、釧路市における条例による廃棄等費用の一括預入及び質権設定制度の導入に向けた情報収集を行うこと。

２．背景と問題の概要

2030 年代後半には、太陽光パネルの廃棄量が年間最大 50 万トンに達すると試算されている。しかし国の廃棄費用に関する制度整備は遅れており、特に FIT（固定価格買取制度）法の適用を受けない非 FIT 事業者については、廃棄費用の積立義務が存在しない。

釧路市においても、ガイドライン施行（令和５年７月）以降の届出 37 件のうち 33 件が非 FIT であり、廃棄費用の準備がないまま事業が進められている実態がある。

こうした状況を踏まえ、釧路市では地方自治体として独自に廃棄等費用の一括預入及び質権設定制度を条例化する検討を進めており、国の制度設計の動向と地方自治体の取組みの関係性を確認する必要があった。

３．資源エネルギー庁の役割と権限

（１）廃棄等費用に関する国の制度的位置づけ

太陽光発電施設の廃棄等費用については、主に以下の制度が関係している。

制度	対象	内容	課題
FIT 法による積立制度	FIT 認定事業者	廃棄費用の積立義務あり	非 FIT は適用外
再エネ特措法改正案	全事業者	廃棄費用の義務化を検討中	法案未確定・施行時期未定
地方自治体条例	条例適用区域内の全事業者	保証金一括預入・質権設定	導入自治体が少ない

４．確認した主要事項

（１）国の法整備の現状

・非 FIT 事業者への廃棄費用積立義務化を含む法案は昨年一度見送りとなり、今国会においても成立時期は未確定

・国民はすでに FIT 賦課金として年間約２万円/世帯を負担しており、廃棄費用問題は喫緊の課題

・国の制度設計が整うまでには相当の時間を要する見込みであり、地方自治体による先行

的な取組みが求められる

（２）地方自治体による条例化の意義

・神戸市（平成 30 年施行）・秩父市（令和５年施行）が保証金の一括預入と質権設定を条例化した先行事例あり
・釧路市が導入した場合、政令市・中核市を含む全国の市では３例目・北海道初となる
・国の法整備を待たず、地方から制度の実績を積み上げることが全国展開への道筋となる

（３）非 FIT 問題の深刻さ

・釧路市への届出 37 件のうち 33 件が非 FIT であり、廃棄積立の準備がない案件が大多数を占める
・今後 FIT ではなく非 FIT が主流となっていく流れの中で、この問題は全国的に拡大する
・早期に条例化することで、既存・新規双方の事業者への対応が可能となる

５．今後の取組み

・令和７年 12 月定例会　質疑・一般質問で発言予定
・令和８年２月定例会　質疑・一般質問で発言予定

【注記】

本報告書は、令和７年８月５日に実施した資源エネルギー庁との打ち合わせの内容および公知の資料をもとに作成したものです。本文中の事実関係については、各省庁・機関の公式発表を参照してください。